四　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後建設機械施工に関し受検しようとする種別に関する九月以上の実務経験を含む一年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもののうち、文部省告示第三条に規定する高度専門士を称するもの

五　学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後受検しようとする種別に関し一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年以上の実務経験を含む二年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

六　学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

七　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種別に関し一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年以上の実務経験を含む二年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

八　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもののうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

九　旧専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種別に関し一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年以上の実務経験を含む二年以上の実務経験を有する者

十　旧専門学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する二年三月以上の実務経験を含む四年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

十一　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する二年三月以上の実務経験を含む四年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

十二　学校教育法による専修学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十三　学校教育法による専修学校を卒業した後受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する二年三月以上の実務経験を含む四年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

十四　旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校の尋常科、旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科、旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者で、受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する二年三月以上の実務経験を含む四年六月以上の実務経験を有するもの

十五　旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者

十六　旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する二年三月以上の実務経験を含む四年六月以上の実務経験を有する者

十七　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による試験、旧大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正八年文部省令第九号）による試験に合格した者で、受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有するもの又は建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する二年三月以上の実務経験を含む四年六月以上の実務経験を有するもの

十八　その他国土交通大臣が令第二十七条の五第二項第一号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

附　則

1　この告示は、平成二十八年において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十七年において行われる技術検定については、なお従前の例による。

2　この告示の適用の際現に廃止前の建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百七号）第十二号の規定に基づき建設機械施工に関しその他国土交通大臣が令第二十七条の五第二項第一号イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者は、第十八号に定める者とみなす。

○国土交通省告示第千百九十七号

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百二十号）の施行に伴い、及び建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第二項第二号ロ(3)の規定に基づき、同号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

なお、建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百九号）及び建設業法施行令第二十七条の五第二項第三号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百一号）は、廃止する。

平成二十七年十二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「令」という。）第二十七条の五第二項第二号ロ(3)の規定に基づき、同号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）を卒業した後受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種別。以下同じ。）に関し一年以上の実務経験を有する者で在学中に施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号。以下「規則」という。）第二条に定める学科を修めたもの